

保育の必要性の認定について

1. 概要

(1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法施行規則で定める基準に従って行うこととされていますが、必要性の認定に係る基準の詳細については、地域の実情に応じ、各市町村で定めることとされています。

(2) 認定にあたって

認定にあたっては、保育を必要とする「事由」として適当か判断し、認定した場合は、保育の必要量（利用時間）について「区分」（「標準時間」か「短時間」か）の認定をします。

①「事由」・・・保護者の就労、疾病などにより保育の必要性を判断する要件

②「区分」・・・保護者の状況により、保育の利用時間が保育標準時間認定（11時間利用可能）、保育短時間認定（8時間利用可能）を行う

(3) 認定の有効期間

子ども・子育て支援法施行規則の中で定められていますが、事由によっては市町村の裁量で定めることができます。

2. 保育の必要性の認定にあたっての「事由」について

・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

3. 保育必要量の認定にあたっての「区分」について

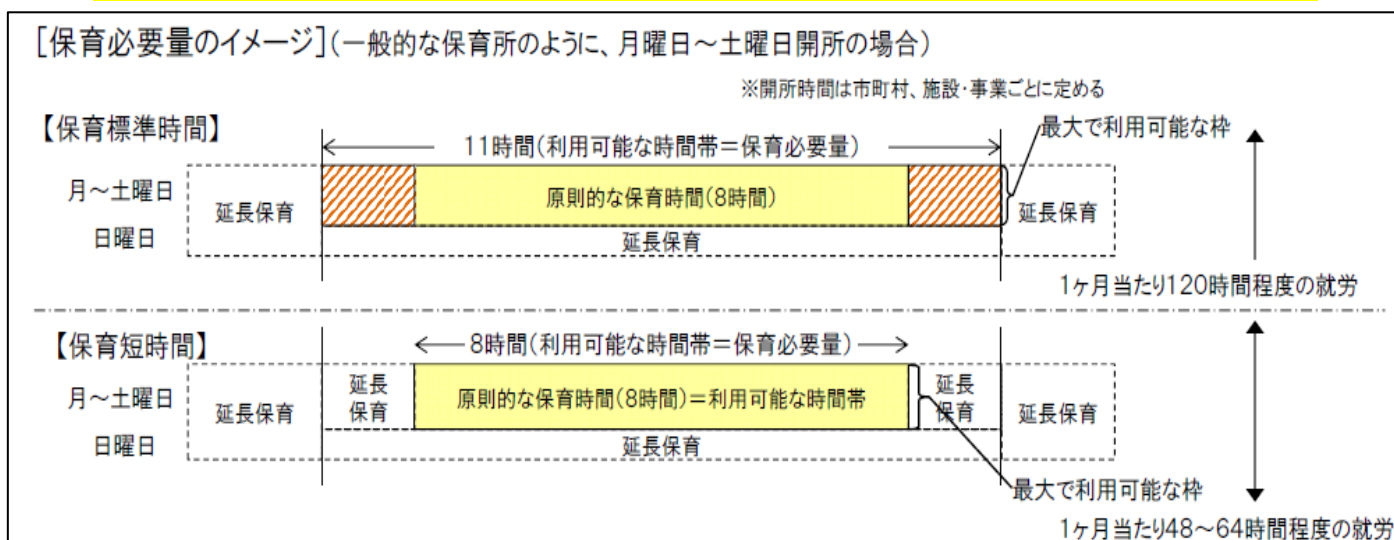
(1) 保育標準時間

- ・ 保育利用可能時間：11時間
- ・ 保護者の就労時間（1か月あたり）：120時間以上

(2) 保育短時間

- ・ 保育利用可能時間：8時間
- ・ 保護者の就労時間（1か月あたり）：120時間未満※

（※下限時間については1か月48～64時間の範囲で市が設定することとなっている）



4. 北上市における考え方

(1) 就労に関する保育の必要性の認定について

現在当市では、保育に欠けると判断する際の就労時間の下限は4時間/日×15日、月単位の時間換算すると60時間となります。

子ども・子育て支援新制度においては48～64時間の間で市町村が下限時間を設定することになってはいますが、当市においては、新制度開始時において保育の受け皿が十分に整備されていないと考えられることから、当分の間は、これまでどおり「1月あたり60時間」を下限時間として設定したいと考えています。

ただし、1日あたりの就労時間、1月あたりの就労日数（4時間/日×15日）の制約は廃止することとし、より柔軟な運用を図ります。

また、保育の受け皿が整備され次第、順次下限時間の見直しを図っていきます。

(2) 就労以外の事由による保育の必要量の認定について

就労以外の事由による場合の保育必要量の認定基準について、保護者の疾病・障がい、求職活動、育児休業については、市町村の裁量で一律に保育短時間認定とすることも可能ですが、基本的に全て保育標準時間認定したいと考えています。

(3) 認定の有効期間について

有効期間（保育所に入所できる期間）については、基本的に内閣府令で定められていますが、このうち、以下の事由の場合は、市町村が国基準の範囲内で定めることとなっています。

市が定める有効期間（市基準案）については、以下のとおりに考えています。

保育が必要な事由	有効期間（国基準）	有効期間（市基準）（案）
求職活動 【内閣府令第1条第6号】	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間 【内閣府令第8条第4号ロ・第10号ロ】	90日間
育児休業 【内閣府令第1条第9号】	事情を勘案して市町村が定める期間 【内閣府令第8条第6号・第12号】	現行の運用のとおり（育児休業期間中は有効とする）
その他 【内閣府令第1条第10号】	事情を勘案して市町村が定める期間 【内閣府令第8条第7号・第13号】	保育を必要とする事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案し、市長が認める期間